

令和3年3月

上天草市農業委員会会議録

令和3年3月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和3年3月10日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第7 議案第5号 事業計画変更承認申請について
- 日程第8 議案第6号 空き家に付随した農地指定申請について
- 日程第9 報告第1号 形状変更届について
- 日程第10 報告第2号 利用権設定合意解約について
- 日程第11 報告第3号 農地法の規定による許可書の訂正願について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子 6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重
9番 松本 光義 10番 森 和敏

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

8番 源 義通

1 開 会

事務局（徳弘）

皆様おはようございます。ただいまから、令和3年3月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することを報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は令和3年の3月の総会に皆さん方、大変ご多忙な中ではございますけれども、ご出席をいただきましてここに開催できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

先ほど最適化推進委員に委嘱いたしました岩本委員におかれましては、ほかの役職も兼務をなされておられますし、そしてまた、花農家として、専業農家として一所懸命頑張っておられる中で、ご多忙の中ではございますけれども、先般、逝去されました元梅委員の後任として、上天草市の最適化推進委員として大いに頑張っていたきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

本年度も3月をもって終わるわけではございますけれども、私たち農業委員会活動も皆さん方のご協力をいただきまして、滞りなく1年を過ぎることができましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、コロナに始まりコロナに終わった1年ではなかろうかと思えます。農業委員会活動におきましてもコロナによりましていろいろな制約がございましたけれども、皆さん方のご協力をいただきまして、ここに1年間の締めくくりができますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

話は変わりますけれども、皆さん方もご承知のとおり、あすは3月11日、東日本大震災が発生いたしまして10年目を迎えるわけでございます。本当に大きな地震、そしてまた大きな津波、あるいは原発事故と幾つもの災害が重なった本当に厳しい大震災ではなかったろうかと思えます。

私も3回ほど現地に足を運んだことがあります。最初に行ったときに宮城県の仙台でした。そして福島県、また石巻まで3回行きましたけれども、本当にあの悲惨な姿を見たとき、災害の恐ろしさというものをつくづくと感じたわけです。昔から災害は忘れたころにやってくると言いますがけれども、今ではそういったことは言われていません。どこでいつ何時大きな災害が起きるかもしれない、皆さん方もご承知だろうと思えます。

上天草におきましても昭和47年に百余名を越す犠牲者をだした大災害にも見舞われております。5年前には熊本大地震、そしてまた昨年7月には球磨人吉を襲った大豪雨、本当にすさまじい災害が起きている中で、私たちはいかにして自分の身を守るか、厳しい状況じゃなかろうかと思っております。私たち農業委員会活動におきましても4月から新しい年度になるわけでございますけれども、皆さん方とともに力を合わせて上天草市農業委員会活動が大いに盛り上がりますようによくご協力をいただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和3年3月の総会を開会いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。4番、水野委員、5番、木嶋委員、よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番外7筆、地目は田3筆、畑5筆、合計面積は1万3,518㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～6ページのとおりで、直線距離で○○○○

〇から北西の方向、平均約1.5kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田6,663㎡、畑1万4,801㎡、合計2万1,464㎡です。稼働力は2、農機具等は、トラクター1、コンバイン1、乾燥機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で10分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地はもともと申請人の父名義の農地を使用貸借により申請人が耕作していた農地であり、以降も申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米、キュウリ、レタス、タマネギ等を栽培しているとのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番磯田が付け加えて説明いたしたいと思います。

今、事務局の説明があったとおりですけれども、申請人と譲渡人は親子でありまして、キュウリとかレタス、タマネギなどを作っておられる35年のベテラン農家です。

きのう現地確認に行ったときも(画面上の)これはレタスのあととか、タマネギを栽培されているとか、続けて今後もこの状態をキープしていきたいというふうにおっしゃっておられました。よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は2ページになります。

申請人は宇土市松山町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△番外1筆、地目は田、合計面積は2,485㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は7～8ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の

方向、約0.5kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が畑2, 262㎡です。稼働力は2、農機具等は、耕運機1です。申請理由は贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。現在は地元の農家の方に農地を貸し出していますが、取得後、現在耕作されている農業者の方には別の農地へ移っていただき、当該農地については申請人自ら作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で50分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、今回取得する農地を合わせて、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回るため問題ありません。地域との調和要件では、タマネギ、馬鈴薯を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われまます。説明は以上になります。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。ほとんど今、事務局より説明がありましたけれども、議案第1号の2番につきまして、7番の岩崎が補足説明をいたします。

譲渡人、譲受人の関係は親子で、贈与ということで申請があがっております。譲受人は宇土市にお住まいでございまして、現在は地元の方が耕作されているそうでございますが、今回は自分で作るということで、タマネギ、馬鈴薯などを耕作されるということでございます。よろしく申し上げます。

議長（西岡）

ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案1号、番号3番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□△△△△番、地目は畑、面積は587㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は9～10ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約1kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田2万1, 742㎡、畑1万2, 702㎡、合計3万4, 444㎡です。稼働力は2、農機具等は、トラクター3、マルチ張り機1、乾燥機1、田植機1、コンバイン1です。申請理由は贈与による所有権の移転

です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、当該農地については、一部を農業用倉庫として活用し、残りの農地は土を入れて畑として、ほかに所有する農地とあわせて利用し、農作業に常時従事されるということです。農業用倉庫については、200㎡以内に収まる予定のため、追って許可不要転用届を提出するようお願いしております。通作距離は自宅から徒歩で5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、レタスを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われまます。説明は以上となります。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。議案第1号の3番につきまして、7番岩崎が引き続き説明をいたします。譲渡人、譲受人共に専業農家でございますが、互いに必要な土地、ほしい土地がありまして、話し合いで交換ということで話がついて、今回申請があがっております。また、ここは今、説明があったとおり、倉庫が狭くなったそうで、大きくしたいということで、現状はもう埋めてあります。大体1mぐらい上がっておりますけれども、またあとで申請がありますのでよろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△番△、地目は畑、面積395㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (池林)

はい。議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は京都市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区□□△△△△番、地目は田、面積852㎡です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は13～14ページのとおりで、直線距離で○○○○から南東の方向、約2.8kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の造設で、事業資金は土地購入費△△△万△△△△円、土地造成費△△万円、造設費△△△万△△△△円、雑費△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま。権利の種類は地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書並びに近隣居住者の同意書を提出していただいております。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然浸透し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成工事は最小限で行うため、発生土砂は少なく、雨水などで土砂が流出する恐れがある場合は、流出防止の柵などを設置し防除するとのことです。完成後も周囲への被害を与えないよう管理し、万一被害等があった場合は、直ちに対応するとのことです。説明は以上です。

議長 (西岡)

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員 (山田)

推進委員の山田が説明させていただきます。

(画面を)ご覧のとおりですね、30数年以上、なんにも作ってない土地です。ご覧のとおり、これは全部イノシシの跡です。そういう荒れっぱなしの土地に太陽光発電をするというので、周りの土地も全部この貸人の土地ですので、境界的にも問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長 (西岡)

はい、ありがとうございます。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は京都市の法人です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△番△、地目は田、面積941㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は15～16ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.2kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の造設で、事業資金は造設費△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土地造成は最小限にとどめ、土砂の流出等がないようにし、近傍農地等への影響もないとのこと。万が一影響が出た場合は、申請人が責任を持って対応するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（柳本）

きのうの現地確認はお世話になりました。ここは以前も農業委員会で2回ほど皆さん足を運んでおられたと思います。今、説明にありましたように太陽光ということで、排水のほうは川に昔の田んぼだから水口から流せるようになっていたので、何も問題ないと思います。稲作とか畑の問題もありませんので、どうか審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。ただいま、3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号4番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は3番と同じ京都市の法人です。申請地の物件表示は、松島町内野河内地区字□□□△△△△番外1筆、地目は田、面積2,402㎡です。申請場所は、図面1ページ⑦、詳細は17～18ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約13.7kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の造設で、事業資金は造設費△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており問題ないと思われまます。権利の種類は地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土地造成は最小限にとどめ、土砂の流出等がないようにし、近傍農地等への影響もないとのこと。万が一影響が出た場合は、申請人が責任を持って対応するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（大西）

はい。推進委員の大西が説明をいたします。

（画面を）見てのとおり大分荒れております。この設定者のお父さんが10年ほど前まで水稻を作られておりましたけれども、亡くなられてから2、3年ぐらいは草刈りとか、トラクターで耕運とか管理をしておりました。ここは教良木ダムの水も来ていないということで、山水で作っておられましたけれども、5年ほど前、トラクターとかも処分されて、その後、何も耕作されずこのような状態となっております。

設定者はその左側に見える家が自宅ですけれども、家の前にこのように作られるということで何も問題はないかと思えます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、5番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号5番です。議案は5ページになります。

申請人は、3番、4番と同じ京都市の法人です。申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□□△△△△番、地目は田、面積1,455㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は19～20ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約14.5kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の造設で、事業資金は造設費△△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、申請地から概ね300m以内に〇〇〇〇〇〇〇〇〇が存するため、第3種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書並びに近隣居住者の同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土地造成は最小限にとどめ、土砂の流出等がないようにし、近傍農地等への影響もないとのこと。万が一影響が出た場合は、申請人が責任を持って対応するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9番（松本）

はい。9番の松本が説明いたします。

今、事務局から話されたとおりでございますけれども、これは10年前ぐらいまでは私が代掻きから田植えから収穫まで請けていましたけれども、どうしても採算性が合わないということで、委託を辞められて約7、8年なるんじゃないかと思えます。手前の部分については、遊休農地で作物は作られないですけども、耕起をしたり草刈りをしてありますし、ほかの農地に迷惑のかかるようなことはないと思えます。ここについては何も問題がないかと思われまますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化

法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するため審議を求めます。ということで、事務局、1番から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第3号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。

議案は7ページから14ページになります。今回の農用地利用集積計画は、新規設定の計画が16件となっております。

まず、議案7ページ、番号1番、土地の所在、大矢野町上字□□□、地番△△△番△外1筆、登記簿地目は畑、合計面積は4,152㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は1筆当たり△△△△円です。設定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

次に、議案7ページ、番号2番から議案9ページ、番号5番については、借受人及び借地設定期間が同じためまとめて説明いたします。

土地の所在、大矢野町上字□△△△△番△外6筆、登記簿地目は田7筆、合計面積は7,880㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方3名、市外の個人の方1名です。借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は、番号2番から4番は水田、番号5番のみ普通畑、借賃は、番号2番が1筆当たり30kg、番号3番は全体で120kg、番号4番は全体で90kgの物納です。番号5番の借賃は無償のためありません。設定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

次に、議案9ページ、番号6番から議案14ページ、番号15番については、借受人及び借地設定期間が同じためまとめて説明いたします。

土地の所在、大矢野町湯島字□□△△△番外18筆、登記簿地目は田19筆、合計面積は1万4,317㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方5名、市外の個人の方5名です。借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は番号6番から番号10番の借賃は無償のためありません。番号11番から番号15番の借賃は、それぞれ書き方が異なりますが1人1万円で、番号14番のみ口座振込となります。設定期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間です。

最後に議案14ページ、番号16番、土地の所在、松島町教良木字□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田、面積は1,699㎡です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は水田、借賃は10a当たり△△△△円の口座振込です。設定期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間です。利用権の設定をする人16名、利用権の設定を受ける人4名、利用権設定面積合計は2万8,048㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上となります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま農用地利用集積計画（案）の説明がご

ございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、議案第3号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 非農地通知交付申請について

議長 (西岡)

続きまして、議案第4号非農地通知交付申請について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局 (塩田)

はい。議案第4号、番号1番です。議案は16ページになります。

申請人は熊本市東区の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番、地目は畑、面積は648㎡です。今回の申請場所は、図面1ページ⑨、詳細は21～22ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北東の方向、約2.3kmのあたりに位置しております。

申請地の現況については、現況写真及び映像資料のとおり、雑木が生い茂っており、所有者の方も市外にいてこちらに帰ってくる見込みはないため、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上となります。

議長 (西岡)

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番 (山口)

3番の山口が説明します。今、事務局から説明があったとおりで、私とその辺の地籍調査に行きましたが、当時から段々畑でテラーも入って行かないような土地で、もう20年近く荒れているんじゃないかならうかと思います。以上です。

議長 (西岡)

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第5号 事業計画変更承認申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第5号事業計画変更承認申請について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第5号、番号1番です。議案は18ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積145㎡です。平成29年10月に物置を建設する目的で5条許可を行いました。その後体調不良で工事の着工に至らず、当時のままの状態になっているとのこと。当時は約40㎡の物置を建設する予定でしたが、資金不足により不可能であるため、簡易的な物置を設置するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。議案第5号の1番につきまして、7番の岩崎が説明をいたします。

今、説明されたとおりでございますけれども、資金不足ということで、今はまだ野菜とか作っておられますけれども、ここに小さな物置を置いて、あとは野菜を作られるようにしたいということでございます。資金不足で小さい倉庫に変えたいということで申請があがっております。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第5号、番号2番です。議案は同じく18ページになります。

申請人は龍ヶ岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町樋島地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積548㎡です。平成22年4月に資材置場として5条許可を行い、平成23年3月に事業計画変更申請をして、現在の所有者に事業の継承を行いました。3年ほど資材置場として利用し、事業の縮小に伴い資材置場が必要でなくなったため、畑に現状回復したのち、現在まで畑として利用されている状態です。今後は当該農地を畑として購入したい方がいらっしゃるため3条申請が出される予定です。

補足説明といたしまして、既に畑として利用されていたので顛末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。
続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（米田）

（画面を）見てわかるとおり現在畑として利用しています。以前も畑でした。資材を片づけて、今は畑として使っておられます。別に問題はないと思いますけど、よろしくをお願いします。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第6号 空き家に付随した農地指定申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第6号空き家に付随した農地指定申請について。上天草市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準第8条の規定に基づき、上天草市空き家バンク制度実施要綱第2条第1号に規定する空き家に付随する農地として指定してよろしいか審議を求めます。

1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第6号ですが、今回初めて申請が出されています。こちらの申請は4月に公告をいたしました「空き家に付随した農地を購入する場合に限り下限面積以下でも農地を購入できる」という規定に沿った農地として取り扱うための申請がされています。

議案の内容説明に移ります。議案第6号、番号1番です。議案は20ページになります。申請人は熊本市南区の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□△△△△番△△外1筆、地目は畑、合計面積は230㎡です。こちらの農地が付随する空き家の所在が、大矢野町中地区字□△△△△番地△で、空き家の所有者は申請者本人です。

今回の申請場所は、図面1ページ⑩、詳細は25～26ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約4kmのあたりに位置しております。申請地の現況については、写真及び映像資料のとおり、近隣の方が耕作されていますが、空き家の購入者が当該農地を購入された際には、購入者の方が耕作されることに同意されています。

以上のことから、申請された農地を空き家に付随する農地として指定することに

問題はないと考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山田）

はい。空き家バンクに付随した土地の申請ということで、この物件が初めてこういう形で出てきましたけれども、実際の空き家は（画面の）2階建ての右側の手前の家で、こっちが全部その付随した畑なんですけれども、先ほど言われました空き家に付随した農地として認めるという形になったので、こういう形の申請がっております。そういうことで、よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第6号、番号2番です。議案は同じく20ページになります。

申請人は福岡県筑紫野市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□△△△△番△外3筆、地目は田1筆、畑3筆、合計面積は1,500㎡です。付随する空き家の所在は、松島町教良木△△△△番地で、空き家の所有者は申請者の父です。今回の申請場所は、図面1ページ⑫、詳細は27～28ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.3kmのあたりに位置しております。

申請地の現況については、申請者の方が月2回ほど管理のため訪れており、写真及び映像資料のとおり購入後すぐに耕作が可能な状況です。

以上のことから、申請された農地を空き家に付随する農地として指定することに問題はないと考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9番（松本）

はい。9番の松本が少し説明を入れたいと思います。

ここはですね、申請人の父親の名義の空き家ですが、近いうちに申請人の名義にして売却をしたいということです。付随する農地については、福岡から通ってきてこれだけきれいにできるのかなあ、というぐらい丁寧にしてありましたので、問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番につきまして、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 形状変更届について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号農地形状変更届の受理について。1番から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号、番号1番です。議案は21ページになります。

届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△△番△外1筆、地目は田、合計面積は1,329㎡です。今回の申請場所は、図面1ページ⑬、詳細は29～30ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1kmのあたりに位置しています。届出理由は、もともと田んぼとして使用していたため水はけが悪く、花を栽培する土地として使用しづらいため、土を入れて畑としたいとのこと。土の搬入後は花卉等を栽培予定とのこと。作付け開始予定は、令和4年4月からとのこと。同意書については、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しております。議案の説明は以上となります。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番磯田が説明いたします。

申請人の方は40年以上花を専門とされる専業農家として、大矢野でもかなり実力のある方とお聞きしております。今回の申請地は、もともと田んぼで、道路から約50～60cmぐらい下がっているようなところで、ちょっと水はけが悪くて花ができるような状態ではないということで、土を道路の高さぐらいまで嵩上げしてからの栽培をしたいというふうに考えておられます。今、雑草が生えておりますけれども、これは草刈機で払えばすぐ畑になるというような、まだ木も生えていないような状況でした。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、報告第1号につきましては、報告どおりといたします。

報告第2号 利用権設定合意解約について

議長 (西岡)

続きまして、報告第2号利用権設定合意解約について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 (塩田)

はい。報告第2号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による申請がありましたので報告いたします。

議案の22ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町上字□□□、地番△△△△番△外1筆、登記簿地目は畑2筆、合計面積は4,152㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成27年1月10日から令和7年1月9日で、合意解約日は令和3年2月1日です。解約理由は、双方合意により解約となりました。

次に、議案の22ページ、番号2番です。解約する土地の所在、大矢野町湯島字□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は畑2筆、合計面積は1,472㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、令和2年9月15日から令和7年9月30日で、合意解約日は令和3年2月1日です。解約理由は、双方合意により解約となりました。説明は以上になります。

議長 (西岡)

はい、ありがとうございました。ただいま利用権設定の合意解約について説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

何もございませんので、報告第2号につきましては、報告どおりといたします。

報告第3号 農地法の規定による許可書の訂正について

議長 (西岡)

続きまして、報告第3号許可書の訂正について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。報告第3号、番号1番です。議案は23ページになります。令和3年1月総会にて許可をした大矢野町登立地区字□□△△△△番△の5条申請について、申請人より申請時に譲渡人の住所に誤りがあった旨の報告がありましたので、許可書訂正願を提出していただき、許可書に記載した譲渡人の住所を訂正したうえで再度許可書を発行しております。報告は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。皆さん方、何かご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、報告第3号につきましては、報告どおりといたします。それでは皆様方には慎重なるご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

これもちまして本日の議事の審議をすべて終了いたします。ご協力まことにありがとうございました。

続きまして、事務局のほうからその他につきまして説明がございますので、よろしくお願いたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時30分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年3月10日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

水野美奈子

上天草市農業委員会 委員

木嶋たか子